

令和 8 年

第 7 回本巢市教育委員会会議録

(令和 8 年 6 月 2 6 日)

本巢市教育委員会

第 7 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所本庁舎 3階大会議室
日 時 令和8年6月26日 金曜日 午後1時30分
出席者 教 育 長 川治 秀輝
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美
教育委員 藤木 節子

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	事務局長兼教育総務課長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	脇田 純一	参事兼幼児教育課長
	長屋 和宏	参事兼社会教育課長
	植田 さゆり	学校教育課主幹
	登尾 裕美	幼児教育課主幹
	茶縁 愛香	学校教育課総括課長補佐
	高田 茂和	教育総務課課長補佐 兼教育総務係長
	松葉 里恵子	学校教育課 学校給食センター所長
	五島 さやか	幼児教育課課長補佐 兼幼児教育係長
	中野 徳和	社会教育課課長補佐
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議題

- 議第21号 本巢市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議第22号 本巢市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議第23号 本巢市文化財保護審議会委員の委嘱について

議第 2 4 号 令和 8 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

(1) 令和 8 年度第 1 回本巢市総合教育会議について

(2) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後1時30分

川治教育長 : 開会を宣告した。

川治教育長 : あいさつ、報告の中で、

①安全・危機管理体制の徹底

本日の悪天候の中、児童生徒の安全を最優先に登校時間調整を実施した。先日他県で発生した小学校火災は、教職員の責任、避難の遅れ、不適切な誘導など、あってはならない事態が起きた。本市でも訓練や道具の点検を徹底し、子供たちの命を守るという教育の根幹を再度引き締めたい。

②少年の主張大会

本年の少年の主張大会は、特に小学生の発表レベルが高く、地域の体験活動や「こどもの権利条例」が彼らの成長を促していると感じる。この成功体験を全教職員・児童生徒に共有し、教育活動に活かしたい。スマートフォン利用に関する発表も示唆に富むものだった。

③フリーテン

金哲彦氏による根尾学園での実技指導・講演がメディアで大きく報じられた。同氏考案の「フリーテン」は、本市での実績を基に世界展開を目指しており、本市がそのモデルとなることを誇りに思う。について話をした。

.....
川治教育長 : 事務局からの報告を求めた。

薄田課長 : 資料に基づき説明した。

脇田課長 : 資料に基づき説明した。

長屋課長 : 資料に基づき説明した。
.....

川治教育長 : 議第21号「本巣市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長 : 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、規則を定めることについて、教育委員会の承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

.....

川治教育長 : 議第 2 2 号「本巣市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

薄田課長 : 本巣市教育支援委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、教育支援委員会委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

.....

川治教育長 : 議第 2 3 号「本巣市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野課長補佐 : 本巣市文化財保護条例第 3 0 条第 3 項の規定により、文化財保護審議会委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

.....

川治教育長 : 議第 2 4 号「令和 8 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

茶縁総括補佐 : 本巣市就学援助費支給要綱第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定により、要保護及び準要保護児童生徒について、教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 準要保護で新規申請となる 8 世帯（世帯番号 1 0、1 5、1 7、2 7、3 0、5 1、7 8、8 0）を含め、援助基準算定値が全て 1. 5 以内である世帯については承認してよいか。

川治教育長 : 次に、準要保護で継続申請の世帯番号 6 2 と 6 4 の 2 世帯であるが、算定値が 1. 5 を超えている。学校から何か情報はあるか。

茶縁総括補佐 : 特にないが、一度学校に確認する。

松浦委員 : 世帯番号 6 2 は、保護者の弟の収入増に伴い算定値が超過したとのこ

とだが、弟と一緒に生活し生活援助があるかは分からない。

川治教育長 : この2世帯は算定値超過により、却下としてよいか。ただし、学校に該当生徒の状況を確認し、生活実態を考慮して個別に対応の可否を検討することとする。

川治教育長 : ほかに質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり可決した。

.....

川治教育長 : 日程5「その他」について説明を求めた。

高田課長補佐 : (1) 令和8年度第1回本巢市総合教育会議について出席を依頼した。

高田課長補佐 : (2) 次回教育委員会開催期日について諮り、7月31日(金)正午から学校給食センターに決定した。

.....

川治教育長 : 以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後2時30分